

関係作業員に対する安全衛生上の指示を見直しましょう！

～労働基準法上の労働者性・いわゆる偽装請負との関係～



個人事業者等の
安全衛生対策について
(厚生労働省HP)

「安全衛生上の指示」と「指揮命令」との関係について

元方事業者や注文者等は、関係作業員に対して危険箇所への立入禁止等の措置を講じたり、災害を防止するために必要な措置の実施を指導・指示したりする場合があります。

このような指導・指示を行うことで、委託先の個人事業者に「**労働者性**」が認められないか、関係請負人の労働者との関係について「**偽装請負**」と判断されないかといった問題意識から、必要な措置の指導・指示を躊躇し、災害への直結が懸念されます。

厚生労働省では、作業における安全衛生水準の確保を図ることを目的として、「**安全衛生上の指示**」と「**指揮命令**」との関係について、基本的な考え方や留意事項を具体的に例示しました。

詳しくは、**通達の内容**や
リーフレットのチェックリスト
をご確認ください。



(通達)
注文者・事業者等が
安全衛生上の指示等
を行う場合における
留意事項について
(厚生労働省)



(リーフレット)
みんなで目指す
クリーンな雇用・
クリーンな請負の
建設業界
(国土交通省)



労働基準局広報
キャラクター
「たしかめたん」



法令に基づく措置の履行

労働安全衛生法第29条
に基づく指導・指示



法令違反の未然防止のため
に実施する広範な指導



労働者性や偽装請負への
該当性の有無の判断に関し、
直ちに影響を及ぼさない

一般的な安全衛生上の指示等

健康状態の確認



△体調不良を理由に
予定外の作業を
指示すること

安全衛生意識の啓発



△自主的な活動の
範囲を超えて参加
を強制すること

災害防止のための
情報発信や注意喚起



△情報発信の範囲を
超えて具体的な作業
を指示すること

作業状況の監視・管理



△自己管理を促す目的
を超えて稼働時間を
管理すること

労働者性や偽装請負への該当性の有無の
判断に関し、**留意が必要な場合がある**



個人事業者等の労働者以外の人への保護措置が強化されました

請負人に作業の一部を請け負わせる事業者は、

- ・ **作業を請け負わせる一人親方等**
- ・ **同じ場所で作業を行う労働者以外の人**

に対しても、**労働者と同等の保護**が図られるよう、一定の措置を実施する必要があります。



労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う個人事業者等の保護措置が義務付けられます（リーフレット）

危険有害箇所への立入禁止等



特定作業における保護具等の使用



危険有害箇所の火気や飲食の禁止



悪天候時の作業禁止



事故等発生時の退避



危険有害箇所における保護具等の使用



「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」が策定されました

労働者と同じ場所で就業する方や労働者と類似の作業を行う方（個人事業者等）が、定期的な健康診断の受診による健康管理、長時間の就業による健康障害防止、メンタルヘルス不調の予防、腰痛の予防等の健康確保が十分に図られるよう、個人事業者等が自身で行うべき事項、注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等について、ガイドラインを定めました。



個人事業者等の健康管理に関するガイドライン（リーフレット）

個人事業者等も安心安全に働ける職場づくりのために



建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（厚生労働省・国土交通省）

建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業（建設業労働災害防止協会）

フリーランスの業務災害防止（中央労働災害防止協会）

2025年公正取引委員会フリーランス法特設サイト（公正取引委員会）

フリーランス・事業者間取引適正化等法関係（厚生労働省）

フリーランスが労災保険の特別加入の対象となりました（厚生労働省）



個人事業者等の安全衛生対策が強化されます！

～労働安全衛生法改正の主なポイントについて～

個人事業者等の安全衛生対策について
(厚生労働省HP)

「注文者」や「作業場所管理事業者※」による対策が強化

R7.5.14施行

全ての注文者による
配慮の明確化



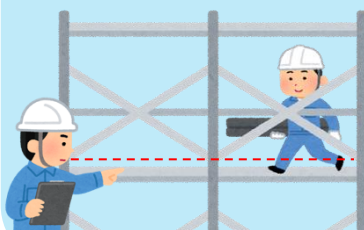
R9.4.1施行

全ての混在作業場所
における連絡調整



R8.4.1施行

個人事業者等が
統括管理の対象に



「個人事業者等※」自身による対策の強化

R9.4.1施行

不適格な機械
の使用禁止



R9.4.1施行

機械等の
自主検査の実施



R9.4.1施行

危険有害業務に
関する安全衛生教育



「個人事業者等」の災害把握や権利確保の強化

R9.4.1施行

個人事業者等の
業務災害報告制度



R8.4.1施行

労働基準監督署
への申告制度



本リーフレットの詳細
やその他の改正内容は

説明会資料
をご確認ください



改正労働安全衛生法
説明会資料
(厚生労働省HP)

※個人事業者…事業を行う者で労働者を使用しないもの

※個人事業者等…個人事業者+中小企業の事業主やその役員

※作業場所管理事業者…業種を問わず、混在作業場所を管理する事業者

トップが発信！ みんなで宣言
一人一人が「安全・安心」



中央労働基準監督署

(2026.4)



労働安全衛生法改正の主なポイントについて

個人事業者等(フリーランス・一人親方などのほか、中小事業者の代表者又は役員も対象)にも、労働安全衛生法の改正により、各種の措置を講じることが定められました。

1. 注文者による配慮が明確化(R7.5.14施行)

全ての注文者(建設業の元請、荷主、業務委託者など)は、作業方法、納期等について、安全衛生を損なう条件とならないように配慮しなければならないことが明確化されました。

2. 元請事業者の統括管理の対象が全ての作業者に拡大(R8.4.1施行)

建設業、製造業などの元請事業者が災害防止のために行う指導や連絡調整等の対象が、労働者だけでなく、個人事業者等を含む同一場所で働く全ての作業従事者に拡大されました。

3. 個人事業者等による労働基準監督署への申告制度(R8.4.1施行)

個人事業者等が就業する場所や請け負った作業に関し、労働安全衛生関係法令に違反する事実がある場合においては、労働基準監督署へ申告できるようになりました。

4. 個人事業者等の災害報告制度(R9.1.1施行)

個人事業者等が業務上の災害に遭った場合、災害内容を労働基準監督署へ報告する仕組みができました。
※具体的な報告方法は後日、別途決まります。

5. 個人事業者等自身にも安全に関する措置が義務化(R9.4.1施行)

労働者と同じ場所で仕事をする場合、個人事業者等も以下の義務を負うこととなりました。

- ・構造規格や安全装置を具備しない**危険な機械の使用禁止**
- ・フォークリフトなど特定の機械について**定期自主点検の実施**
- ・アーク溶接など危険・有害な作業に就く際の**安全衛生教育の受講**

6. 作業場所を管理する者への連絡調整措置が義務化(R9.4.1施行)

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するもの)に対して、その管理する場所において危険・有害な業務を行う場合に、作業間の連絡調整等の必要な措置を講じることが義務付けられました。

(作業場所の例：建設現場、商業施設のバックヤード、物流センター)

『フリーランスや一人親方なども、労働者と同じように安全面で保護され、また自らも守る義務を負うようになります』

『事故が起きたときの報告制度や、現場管理者の調整義務も整備されます』

改正安衛法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anz-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



東京労働局 労働基準監督署

～トップが発信！みんなで宣言 一人一人が「安全・安心」～



Safe work
TOKYO



ダウンロード
はこちらから